

八代小学校いじめ防止基本方針（概要）

八代小学校におけるいじめ防止等のための具体的な事項

I 学校が行う具体的な取組

（１）いじめの未然防止

- 道徳教育や心の教育の充実及び「いじめ根絶三原則」の徹底
- 生徒指導の3機能を生かした授業づくり
- 児童の夢や希望を育むキャリア教育の推進
- A F P Y等を活用した人間関係づくりの推進
- 小中連携教育の推進による系統性・持続性のある生徒指導の実践
- いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修
- 「いじめ防止・根絶強調月間」（10月）の取組

（２）いじめの早期発見

- 「いじめ等の未然防止及び早期発見・早期対応の充実に向けた生活アンケート」を毎週実施する。
- 全ての児童を対象とした定期教育相談を毎学期実施する。
- 日常の観察や日記等から、児童の悩み等の実態を把握する。
- 児童や保護者が随時相談できるようにするために、相談ポストを設置する。
- 週2回の終礼時に全教職員で情報共有をする時間を設定する。

（３）いじめへの対処

- いじめの発見や相談の受理により、即刻いじめ対策委員会へ報告することを徹底する。
- いじめの対処に関するいじめ対策委員会での情報の収集と整理、対応方針の決定、全教職員の共通理解と役割分担を徹底する。
- いじめられた児童からの事実関係の聴き取り及びいじめられた児童の保護及び心理的ケアを行う。
- 周囲の児童からの事実関係の確認、いじめた児童への事実関係の確認及び指導を行う。
- いじめが起きた集団への指導を行う。
- 関係保護者への連絡及び学校の指導に対する理解と協力の依頼を行う。
- いじめた児童からいじめられた児童への謝罪と再発防止の確認を行う。
- 再発防止に向けて、学校全体での指導と取組の徹底を図る。
- 関係児童への継続的な指導・支援及び関係児童の家庭への継続的なフォローを行う。
- 必要に応じて、関係機関（市教委、警察、児童相談所等）との連携を図る。
- 事案の対処及び再発防止に向けて学校運営協議会との連携を図る。

(4) いじめの防止等に関する取組の年間計画

【年間計画】

実施時期	実施される取組	対象
4月	<input type="checkbox"/> 第1回いじめ対策委員会の開催 <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針に関する校内研修の開催 <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針についての説明と指導実施（対児童） <input type="checkbox"/> P T A総会等でのいじめ防止基本方針の周知 <input checked="" type="checkbox"/> 生活アンケートの実施（毎週、通年） <input checked="" type="checkbox"/> あいさつ運動の実施（毎月3回、5のつく日、通年） <input checked="" type="checkbox"/> クリーン作戦の実施（毎月1回、通年） <input checked="" type="checkbox"/> 児童のいじめに関する実態についての情報交換（毎終礼時、通年）	関係者 教職員 全校 保護者 全校 教職員 全校 教職員
5月	<input type="checkbox"/> 学校運営協議会でのいじめ防止基本方針の周知	地域
6月	<input type="checkbox"/> 定期教育相談の実施	全校
7月	<input type="checkbox"/> いじめ防止に関する1学期の取組の振り返り	教職員
8月	<input type="checkbox"/> いじめの防止等に関する校内研修の実施	教職員
9月	<input type="checkbox"/> 学校運営協議会での取組の進捗状況報告	地域 全校
10月	<input type="checkbox"/> いじめ防止根絶強調月間の取組（標語募集等）	全校
11月	<input checked="" type="checkbox"/> 定期教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 人権教育参観日の実施	全校 地域
12月	<input type="checkbox"/> いじめ防止に関する2学期の取組の振り返り	教職員
2月	<input type="checkbox"/> 定期教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 第2回いじめ対策委員会の開催	全校 関係者
3月	<input type="checkbox"/> いじめ防止に対する3学期の取組の振り返り <input type="checkbox"/> 学校運営協議会での取組の結果報告	全校 地域

II 家庭や地域、関係機関と連携した取組

(1) 家庭や地域との連携

- 地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すための連携体制を構築する。
- 学校運営協議会やP T A・地域の関係団体等との連絡会議等を活用し、いじめ問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進する体制を構築する。

(2) 関係機関との連携

- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、教育委員会等）と適切に連携を図る。
- 適切な連携を図るため、平素から市教委の担当者と密に連絡を取り合うなど、情報共有体制を構築しておく。
- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図るとともに、法務局の「子どもの人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子どもSOSダイヤル」など、学校以外の相談窓口について児童へ適切に周知するなど、関係機関との連携を図っておく。

八代小学校における重大事態への対処

(1) 重大事態の発生

次のような事態が発生した場合、いじめ対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行うとともに、即時教育委員会に報告する。

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。いじめ被害の不安から一定期間連続して欠席している場合、迅速に調査に着手）

(2) いじめに関する調査・対処

① 調査の実施

- ・当該事案が重大事態と判断された場合、事実の把握と適切な対処を行うため、児童に対する調査を実施する。

② 調査のための組織

- ・教育委員会から指示を受け、学校が調査の主体となる場合、いじめ対策委員会を母体として組織を編成し、当該重大事態の性質に応じて、教育委員会から派遣される専門家を組織に加える。

③ 事実関係を明確にするための調査

- ・聴き取りや質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したか等を明らかにする。
- ・客観的な事実関係を可能な限り時系列で網羅的に把握する。
- ・学校に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。
- ・先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・いじめ対策委員会は、調査結果と資料を分析し、いじめの事実や事実と当該重大事態との因果関係を明らかにするとともに、事態への対応について検討する。

④ いじめられた児童及びその保護者に対する情報提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適時、適切な方法で、経過報告も含む。）。
- ・他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の保護に十分配慮し、適切に情報を提供する。
- ・質問紙調査等の実施により得られた情報については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明しておく。
- ・調査を行う場合、情報の提供の内容・方法・時期などについて教育委員会の指導や支援を受ける。

⑤ 調査結果の報告

- ・調査組織は教育委員会に調査結果を報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、教育委員会に提出する。

⑥ 調査結果を踏まえた措置

- ・調査組織が検証した調査結果を重んじ、組織的に、解決に向けた対応や再発防止の取組を実施する。